

【令和8年9月18日公布 令和8年三浦市条例第16号】

三浦市部等設置条例の一部を改正する条例

三浦市部等設置条例（昭和62年三浦市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

（１） まちづくり推進室

ア ＰＰＰ（公民連携）によるＰＲＥ（公共不動産）の戦略的活用について
の事項

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。